

# 平成20年度 介護保険料(65歳以上のかた)

前年の所得を基準に、平成20年度の介護保険料が決まります。介護保険制度は支え合いにより成り立っている制度です。介護が必要と認定されたときに安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付をお願いします。

## ◆普通徴収（納付書）

次に該当するかたは、銀行などの窓口払いまたは口座振替で保険料を納付します。納期限は下記のとおりです。

- 年金の年額が18万円未満のかた
- 年の途中で65歳になられたかた、転入されたかた など

第1期 7月31日(木) 第2期 9月30日(火) 第3期 12月1日(月)  
第4期 2月2日(月) 第5期 3月31日(火)



## ◆特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上のかたは、年金から徴収します。

徴収月 4月、6月、8月、10月、12月、2月

### 【保険料段階一覧表】

本人と世帯の住民税課税状況や所得に応じて個人ごとに決まります。ご確認ください。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税	18,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	18,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない	27,900円
第4段階	世帯課税で本人が住民税非課税	37,200円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満	46,500円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上	55,800円

※保険料段階が前年と変わった第4・5段階のかたは、年額が調整される場合があります。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線113・114

## 夏の交通事故防止運動

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

7月15日(火)から24日(木)までの10日間



交通事故を起さないよう、また遭わないよう、運転者も歩行者もお互いに注意しましょう。

### ◆児童・生徒の交通事故防止

児童、生徒を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶせましょう。

### ◆自転車・バイクの安全利用の促進

自転車の交通事故のうち、約9割は自転車側にも違反があります。交通ルールは必ず守りましょう。

### ◆シートベルト・チャイルドシート着用の徹底と安全車間距離の保持

- 後部座席でも必ずシートベルトを着用しましょう。
- チャイルドシートは、幼児の体格に合ったものを、正しくしっかりと取付けましょう。
- 交通事故の3割は追突事故です。安全な車間距離を保持しましょう。

### ◆高齢者の交通事故防止

加齢に伴う身体機能の変化を十分認識し、歩行中・自転車利用中の安全な通行を心がけましょう。